

**原子力規制委員会は、原告函館市の
同意がない限り、大間原発の設置変
更許可処分をしてはならないこと
(予備的差止め請求の論理)**

～原告準備書面(34)～

2021年5月28日

東京地裁平成26年(行ウ)第152号事件口頭弁論期日

原告代理人弁護士 井戸謙一

大間原発と原告函館市

30km圏 UPZ

全村避難となった飯館村の村役場と福島第一原発との距離
➡38km

飯館村の人口(当時)
➡約6500人
函館市の人口(現在)
➡約25万人



原告函館市の主張の骨子

- 第1 現行法上も原子炉設置許可処分には30キロ県内の普通地方公共団体の同意が必要とされている(訴状請求原因第2の3)
- 第2 仮に、現行法上、30キロ圏内の普通地方公共団体の同意が要件とされていないのであれば、その法律は憲法に違反して無効である。(準備書面(34))

【憲法違反の理由】

(1) 普通地方公共団体の存立維持権を侵害する危険のある手続に
関与権限、同意権限が与えられていない⇒地方公共団体の団体自治の
侵害。

(2) 本来的に、地方公共団体に分配された事務に関与権限が与えら
れていない⇒地方公共団体の団体自治の侵害

憲法第92条

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。」

※ 「地方自治の本旨」とは

- ① 団体自治 ➡ 地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされること
- ② 住民自治 ➡ 地方自治が住民の意思に基づいて行われること

※ 団体自治、住民自治を侵害する立法は、
憲法92条に違反して無効である。

原発重大事故は、地方公共団体の存立を脅かす

- 普通地方公共団体の構成要素➡「区域」「住民」「自治権」
- 原発重大事故が怒れば、区域内に人が居住できず、地方公共団体としての実体を維持することが極めて困難になる。存立が脅かされる。
- その手続の結果によって地方公共団体の存立を破壊するような事態を生じかねない事務が、法律上国のみの事務とされている場合、当該地方公共団体にその手続に参加する地位及びその処分に対する同意権が与えられなければ、当該地方公共団体の団体自治を侵害する。

地方自治法第1条の2

- 国と地方公共団体の役割分担を定めている。
- 地方公共団体の役割➡住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施すること
- 国の役割
 - (1) 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
 - (2) 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事項
 - (3) 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われなければならない施策及び事業の実施

原子力災害予防対策は地方公共団体の事務

- まさに「住民の福祉の増進」に関わる事項である。
- 災害対策基本法4条1項➡都道府県について、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有することを定めている。
- 災害対策基本法5条1項➡市町村について、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有することを定めている。
- 原子力災害対策特別措置法5条➡地方公共団体に対し、**原子力災害予防対策**、緊急事態応急対策等について、災害対策基本法4条1項、5条1項の責務を遂行する義務を課している。

原子力災害予防対策とは

- 地方公共団体が原子力災害予防の責務を果たすためには、オフサイトの対策だけでは足りない。原発自体の安全を高めること、危険な原発の運転を許さないことが最も有効な予防である。
- 地方公共団体が有効な原子力災害予防対策を実施するためには、原子炉設置許可申請手続きに関与し、申請にかかる原発の安全性の審査・判断に関わり、安全性が確認できない原発の設置・運転を拒否する権限が与えられる必要がある。

原子炉設置許可に係る事務は、国の事務か、地方公共団体の事務か？

- 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する事務であり、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われなければならない施策及び事業であるから、国の事務である。
- 地方公共団体の原子力災害予防対策に密接に関わるから、地方公共団体の事務である。
- 国と地方公共団体に重疊的に配分されている。

重疊的に配分されている事務から排除されていることをどう考えるか

- 国と地方公共団体に重疊的に配分されている事務が、法律上国のみの事務とされている場合、当該地方公共団体にその手続に参加する地位が与えられなければならない、そうでない限り、その法律は、当該地方公共団体の団体自治を侵害する。

憲法31条(適正手続)の要請

- 以上のことは、憲法31条からも要請される。
- 伊方最高裁判決➡「周辺住民が原子炉設置許可手続に参加させる手続がないからといって、その一事をもって、上記各法が憲法31条の法意に反するものとは言えない。」
- この判断は、福島原発事故を経て住民の深刻な被害が現実化した現在においては維持されるべきではない。立法事実が変化したというべき。
- そして、住民に与えられるべき手続的権利は、普通地方公共団体にも与えられるべき。

原子炉等規制法は違憲である

→ 予備的請求

- 少なくともUPZ圏の地方公共団体に原子炉設置許可申請手続に関与する権限及び設置・運転に同意する権限が与えられていない点において、原子炉等設置法は、憲法92条に違反する。
- 故に、仮に新規制基準に不合理な点がなく、本件発電所が新規制基準に適合しているとしても、原子力規制委員会は、本件発電所の設置変更許可処分をしてはならない。
- もっとも、原告函館市との関係では、原告函館市が設置変更許可に同意した場合は、瑕疵が治癒される。
- よって、原告函館市は、予備的に、原告函館市が本件発電所の設置変更許可に同意するまでの間、本件発電所の設置変更許可処分を差し止めるよう求めているものである。